

平成 18 年 第 2 回

高森町議会臨時会会議録

平成 18 年 1 月 31 日 開会



高 森 町 議 会

1 月 3 1 日 (火)

平成18年第2回高森町議会臨時会（第1号）

平成18年1月31日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

4番 山村 将護君

5番 甲斐 直三君

日程第2 会期の決定について

(1) 会 期（1日間）

自 平成18年1月31日

至 平成18年1月31日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
1月31日（火）	本会議	

日程第3 議案第2号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案第3号 高森町山村広場条例等の一部を改正する条例について

日程第5 議案第4号 高森温泉館条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第5号 高森湧水トンネル公園条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第6号 高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
13 番	佐伯金也君	14 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	草部出張所長	岩下生人君
野尻出張所長	桐原一紀君	収入役室長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	廣木富八君	オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君
企画財政審議員	甲斐敏文君	総務課長補佐	古澤建生君
企画財政課長補佐	後藤正三君	教育委員長	二子石鉄幸君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 皆さん、おはようございます。

本日は、第2回高森町議会臨時会を開くに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の折、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。今時の臨時会におきましては、工事請負契約案1件、条例案4件、合わせて5件のご審議をお願いをするものでございます。

なお、議案第6号につきましては、職員の不祥事に伴います条例改正案でございます。職員の服務規律の確保につきましては、常に注意を期し、自主自警を求めておりましたけども、今回、起きました事件は、地方公共団体に対する住民の不信感を抱かせる、引いては地方行政全体に対する信頼を損ねかねない憂慮すべき事態であります。誠に遺憾に存じておるところでもございます。今後、二度とこのようなことがないように、普段の職員の綱紀粛正と厳正なる服務規律の確保に努めるとともに、住民の疑惑や不信を招くような行為は厳として慎み、私をはじめとして、職員一人一人の倫理の保持に最大限努力をしまいる所存でございます。町議会並びに住民の皆様方に本席をお借りし、心からお詫びを申し上げます。

諸議案の内容につきましては、後ほど、ご説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご審議いただきまして、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから平成18年第2回高森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番 山村將護君、5番 甲斐直三君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日1月31日の1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第2号 工事請負契約の締結について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 議案第2号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

議案第2号、工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

今回、ご提案いたします契約は、高森町大字野尻1894番地1に建設します高森東保育園建築工事の契約締結でございまして、1月18日に県内業者8社を指名、1月25日に入札を実施いたしました結果、熊本県阿蘇郡高森町大字高森1589番地16、株式会社草村企業、代表取締役、本田照代氏が金5,869万5,000円で落札、現在、同氏と仮契約をいたしております。

なお、工事等の内容につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

どうか慎重ご審議をいただき、ご決定いただきますようお願いをいたしまして、説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 詳細についての説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。

それでは、高森東保育園の建築工事につきまして、内容を説明申し上げます。

この建物は木造平屋建て延べ床面積334.82平方メートルで、乳児室と保育室が2部屋、それに事務室、調理室に加えまして、子育て支援コーナーを兼ねた多目的ホールを設置いたしております。

建物の概要につきましては、以上でございますけれども、この事業は、ご承認いただきました後で、17年度の補助事業として契約し、着工することとなり、18年3月31日を工期といたしております。しかし、これでは適正な工期を確保でき

ませんので、改めまして、工期の変更と予算の繰越の議案を3月議会にまたご提案をさせていただくということになりますので、よろしくお願いを申し上げまして、ご説明とさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。答弁については自席からの答弁を許します。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

1点だけお伺いいたします。8社の入札があったということで、その落札率をお伺いしたいと思います。合わせて、以前から私の懸案でございました入札によって少しでも価格を下げる部分の努力ですね、そのあたりの努力がどういった形でなされておったのか、今回、高森町内の業者ということで、非常に喜んでおりますけれども、ちなみに、今日の新聞だったかな、昨日だったかな、電子入札によって熊本市内が90.2%に落札率が落ちたということで記事が載っておりましたけれども、合わせて、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） お答えをいたします。

落札率につきましては、99.41%でございます。私どもの方も設計額から予定価格を設定する場合に、そこで相談しまして、予定価格を決めております。設計額からしますと、かなり率的には低くなるのですけれども、予定価格の公表をいたしております。どうしてもやっぱり予定価格の公表をしている場合は、各件ともに落札率は高いようでございます。いかに設計において、独自の単価をというお話もありますけれども、補助事業である以上、国、県の単価基準を使いますので、これに対します一般監理費とか言います率も決められたものであるがゆえに、この設計額を抑えるということは困難ではなかろうかと思っております。

電子入札の件でございますけれども、まだまだそこまで踏み込んでいけないというのが、高森町の現状でございます。これも業者さんに聞きますと、それに対するシステムの構築といいますか、そういうのにかなりな多額の金額がかかるというふうなお話も聞いておりますし、現状のところ、指名競争入札をやっておりますので、今のところ、そういう方向でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

山東部におかれましては、待ちに待った保育園がいよいよ着工するということ

で、大変喜ばしいことではなかろうかなと思います。

今、野中議員の方から落札率のお話がありました。大体その各自自治体とも落札率を落としていく工夫をされているわけですが、社会的状況、皆さん方、大変ご存じであると思いますけれども、やっぱり耐震の問題とかでいろいろ偽装が行われております。近ごろのテレビでは、耐震の偽装問題だけではなくて、施工における手抜き工事という問題も出てきておるようでございます。

私が議員16年目に入りますけれども、大体2年に1度、建設単価の見直しがあると思うんですが、その当時からしますと、私が建設経済常任委員長をしていた当時からすると、かなりの建設単価の下落があるわけです。昔は元請けから下請け、孫請け、もしかしたら孫請けまで利益が出るんじゃないかというような設計の単価でございましたけれども、近年はもう元請けでも下手すれば、行政側の入札に加わって、もし落札をした場合、その金額次第では、行政側にボランティア事業をしなければならないというのが現状であるような設計単価の場合もあるようでございます。

要は、私はやっぱり落札率については、確かに行政側としてはなるべく安く上げていただくように努力はすべきでもあると思うんですけども、ただ、やはりその金額以上にいいものをつくっていただく、そういうふうな工夫を落札された方達にもお願いをしていくということですね。

今回は5,869万5,000円でございますが、やはりできあがりには7,000万円ぐらいのものが建ったようなものを建てていただくというように、設計監理をする業者に対しても、慎重に監理をしていただいて、材料の検査から建て方についてまでもその指導を設計監理の方にしていただくようお願いをいたしたいと思えます。

それと、保健福祉課長の方から今回の工期について言われましたけれども、これは補助事業でございます。17年度の補助事業でございますから、当然、3月31日までということになってまいります。物理的に今日が1月31日で、今日そのまま本契約に移したとしても、2カ月ぐらい、59日でこの建物をつくれということになってくると、寒冷地における工事、またはコンクリートの養生期間等も考えればとても無理があるということで、後々また繰越明許等をかけていただけるものだというふうに考えておりますが、本来、この金額に対しましての適正工期は大体どのぐらいかかるものかということをお伺いいたしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） ただいま、13番議員さんの方からご質問いただきましたことにお答えを申し上げますが、監理につきましては、建設課の方に委任をしていただくことにしておりますが、聞き及びますと、大体6カ月から7カ月ぐらいが必要だろうと、ですからお話がございましたように、建築場所が非常に山東部で2月、3月ぐらいまではまだ非常に寒い時期でございますので、たまたまその時に基礎の工事をしますと、コンクリートの養生等が出てまいりますので、今後、ご承認いただきました後で、これ3つに分けて発注いたしておりますので、業者さんお集まりいただいて、工程表を組みながら、適正な工期を確保していきたいというふうに考えております。

したがいまして、大体7月から8月ぐらいまでかかるのではないだろうかというふうには予測をいたしております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） ありがとうございます。

やっぱり、山東部、大変、近ごろは少し暖かくなってきておりますけれども、やはり2月、3月ということで、非常にまだ寒の戻り等もあると思います。そうなっておりますと、やっぱり基礎工事において、一番大事な基礎がやっぱり養生期間不十分で、足下がぐらつくような形でつくりあげていただくというのは感心しないわけでございますから、十分な工期というものが私は必要になってくると思いますし、今回の場合は、木造平屋建てということで、ほとんど木造でございます。木造の材料につきましても、やっぱり今、一番いい時期なんですね。材木が、要するに、木が水分を吸っていないということで、乾燥材が容易に手に入るし、自然乾燥という状況の中で、材料が手に入りますから、大変いいものが入ってくるんじゃないかなと思います。今、話を聞きますと、工期については6カ月から7カ月かかるということでございます。

以前、高森中学校が木造で2階建ての建築をいたしております。あの工期は3月のいっぱいでしたが、当然、4月からすぐ供用開始をいたしました。その際に、私どもが反省したのは、学校については、春休み、夏休みがあるわけですが、6月の梅雨時期を過ぎて、7月の中旬から8月いっぱいについて夏休みということで長期間の学校の閉鎖、また5月の連休等においても、長期間の学校閉鎖等があり、その間に、今の建築物については、密閉度が非常に高いということで、人が入らないと、中の木材については、しなったり、中が裂けたり、いろいろな問題

点が提起されてまいります。この場合において、もし2月1日から仮定しまして7カ月かかったとすると8月いっぱい程度かかるわけなんです。その後、今回、保育園の統合については、来年の4月1日付けということになっておりますけれども、その間、9月からその間、保育園の管理、使用等について、いかが考えていくべきかということもこの際考えておかないと、建てたが、間がそのまま長すぎて、開け閉めには職員が行って、毎日開け閉めはするけれども、その手間、それと子供がもし入っておれば、人が入っておるということで、建てたものも生きてくるというふうに思っておりますけれども、建物の管理面からすると、私としては、建築後、確認が終わり、その後については、先行的に希望がある分については、あの物件も使わせていただかんと、置き古し的な問題が出てきはせんだろうかというふうな気持ちも持っておりますけれども、木造建築を新しいものについても、その間、4カ月、5カ月間、閉めっぱなしにするということが妥当であるのか、妥当でないのかということは、専門的なことですので、建設課長の方が今までそういう経験あると思いますので、そのあたりについて、専門的なご意見を伺って、それについての対応というものを保健福祉課長の方をお願いをいたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） その件につきましては、今後、うちの方が福祉の方から一応依頼は受けまして、行程の中でも、また、完了後にもその内容については十分検討していきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 大変ありがたいお言葉をいただいたなというふうに感じておりますが、先の議会の方で高森東保育園については、平成19年4月1日に開園するというので条例の可決をいただいております。しかしながら、今、お話のように、工期を長くとりましても、大体8月いっぱいぐらいで工期が完了するのではないかとこのように考えております。その後、たまたま今回、暖房については床暖房を採用しておりますので、来年4月になりますと、ほとんど使わなくて、次の冬を迎えるということで、丸一年以上、試運転もできないまま、試運転はするんでしょうけれども、ある程度長い期間使っていない中で、使うということになりますので、その具合がどうなのかということもできれば試したいなというふうに考えております。

木造につきましては、お話のように、やっぱり何カ月も密閉したままではかなりいい結果はないだろうと思いますので、できれば、風通しもしたいというふうを考えております。

したがいまして、平成19年4月から4園の統合になりますが、今、3園で野尻保育園で集合保育を行っておりますので、仮開園のようなものができれば、何とかそういう形で開園ができればというか、できないかなというふうに考えております。これにつきましても、条例の改正が出てくる分については、またご相談もしますし、補助事業でございますので、上部のお考えもお聞きしながら、できれば、そういう形で一冬暖房も使ってみたいなというふうに考えております。

できましたら、そういうことで、条例改正をお願いすることになるかもわかりませんが、その節は一つよろしく願い申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 建設課長の答弁はなかなか堅実で、妥当なところかなと思えますけれども、私がお聞きしたかったのは、木造建築を建てた、その後、もし人が入らなかつたり、風が入らなかつたりした場合の不具合というものが出てくるものだろうかということをお聞きしたかったんですが、実際、今まで、私達高森東中学校を見てきておりますから、他の議員さん達もそういう状況はご存じであると思っておりますので、よろしいわけですが、今、保健福祉課長の方の答弁の中でありましたとおり、床暖房もするわけでございまして、来年4月1日に開園いたしますと、おそらく床暖房を使う機会がないわけで、建築後1年以上経った後に床暖房を使用するという、そうやってきますと、瑕疵契約等いろいろあると思えますけれども、その際における契約の状況等についてもやっぱり影響してくるだろうと、そうならば、やっぱり何らかの形で、子供達に使っていただいて、その中で、今言われた仮開園の中で、不具合等をチェックしながら、本開園に向けて、保育園の100%の供用というものを目指していくということもいいことではないかなと思っております。

何はともあれ、皆さん方もお孫さんいらっしゃると思いますが、子供達に新しいおもちゃを見せて、このまま目の前に置いて、これをもクリスマスと仮定をいたしまして、12月20日におもちゃを買ってきて皆に見せると、しかし、これは25日過ぎないと使われないよということをお孫さんが我慢しきるかききらないかということをお考えすると、そういう酷なことは私達もできないような気がいたします。

できれば、園の管理面も含めて、完成をいたしましたら、木造等のいろいろなにおい等の問題もあると思いますが、それ等をクリアした後ぐらいには、子供達に入ってもらっていて、本開園に向けて、不具合等のチェックをしながら、先行的な供用を可能にするようなことを、補助事業でございますから、上の団体の方と協議をしていただくということも必要になってくると思いますので、よろしく願いをいたしておきます。

これは、私の要望でございますので、よろしく願いしておきます。以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森ですが、4点ほどお尋ねをいたしたいと思えます。

まず、1点は、8社による競争入札ということでございます。まず、8社という事業者名をお尋ねいたしたいと思えます。

それから、2番目に、入札率ということで、野中議員の方から質問があったかと思えます。私ども議会といたしましても、研修の中で、いろいろ各県を回っておる中で、特に合併をしなかった町ということで、一昨年ですか、研修したわけでございますけれども、その中で、非常に町長さん独自の中でやっておられる競争入札ということで、相当な価格を下げられておるという実績を伺っております。

いかにして、効率よく、低価格で、いい品物をつくるかというのが、その町長さんの自負でございまして、非常に前向きな取り組みだなという研修もしてきたところでございます。

そういうやり方もあるということで、そこらあたりも非常に勉強になったという事例もあります。私どもも公費を使って、そのような研修もしておりますので、この中で申し上げておるわけでございます。

そこで、この場合は、要するに、総務課長が申し上げましたように、入札価格の公表ということでやっておられますので、なかなか微妙な99.41%です。このような入札価格になったかと思えます。今後、これが本当にいいのか悪いのか、そこら辺を今一度、お尋ねしたいなということで、まず、この2点について、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 先ほど申し上げました指名業者8社について、お答えを申し上げます。

株式会社佐藤工務店、酒井建設工業株式会社、株式会社小竹組、株式会社吉永産

業、丸昭建設株式会社熊本支店、三ツ矢建設株式会社、有限会社安方工務店、株式会社草村企業、以上8社でございます。

それから、入札率の問題ですけども、私、そういう視察研修をしておりませんので、どういう努力をされておるかということにつきましては、ちょっと私どもではコメントをいたしかねますので、ご容赦をお願いしたいと思います。

先ほど、入札価格の公表ということでしたけども、予定価格を公表しているということでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 実は、今、総務課長の答弁の中で、私は研修しておりませんというふうな言い方されております。研修内容については、この議会で報告をいたしております。そして、町長も当時、研修に、町長としてご同伴いただいておりますので、町長の方からこれに対して、答弁をお願いいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 12番さんのご質問にお答えをいたします。

今、入札率に関しましては、皆様方にご報告を申し上げる、入札の金額については、表示をいたしております。また、単価につきましては、地域性、いろんなこともございますことと、やはり安ければいいという問題もございますし、いろんな諸問題も大きくクローズアップされているところでもございます。木造建築、いろんなものがございますけども、私ども思いますには、やはりこの地域にに応じて、いろんな耐震問題、いろんなものをクリアできるような単価、これは単価も高森町の独自で単価というのは、なかなか組むというのは、大変な仕事だろうと。いろんな地域性もございますし、野尻地区では野尻地区、色見地区は色見地区、いろんな単価の使い方があるかと思っておりますけども、今は県の方の指導に従いまして、そういう単価仕様をいたしておるところでございます。

できる限り、私どももこういう時代でございますから、いいものを安く、これは尤もなことであろうかと思っておりますけども、なかなか独自の単価を設定する、そのようなところまで手が回っていないというのが現状でございますので、今後、チャンスがあれば、研修の結果も大いに役立てていきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

少しで安く良いものを建てていただくというのが基本ではなかろうかと思えます。あくまでも補助事業でございますので、補助率に応じて負担金も伴ってくるわけでございますので、その点は今後よろしくご努力方をお願いいたしたいと思うわけでございます。

それから、いろいろと今問題になっております、要するに、工事の検査確立と申しますか、検査システム、これが今、特に耐震偽造、また東横インといろいろ問題が出ております。何か問題が出てきますと、検査はどうだったのかと、当時の検査は立派にやりました、今はそれが改造されております。というようなことで、この物件と中身は違いますけれども、あくまでもその当時の検査というものをいかに確立をしなければならないか、そこらあたりのお考えを伺いたいと思うわけでございます。

特に、先ほど福祉課長の話でもありましたように、建設課の方でお願いするというようなことでございます。建設課でも今までの工事については、100%の検査をなされておると自負しているところでございますが、この件につきましても、特に、そこらあたりの対応をどのような形で考えておられるのか、建設課長の方にお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 検査につきましては、熊本県検査要綱ございまして、その内容に基づきまして、項目ごとにチェックしていくようにしております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

いろいろと後で問題の出てこないような形で、特に、この事業につきましては、17年度の前倒しの事業ということで、大変先ほど工期の問題も出ておりますし、また、18年度における付帯設備、いろいろな工事等が出てまいります。それらの点も含めまして、きちっとした厳しい形での検査というものが不可欠ではなかろうかと思えますので、その点はこの席をお借りし、特にお願いするわけでございます。

それから、4番目ですが、特に、学校の周辺ということで、児童への工事中の対策ということが一番大事な部分ではなかろうか、特に、工事関係者によって、この対策をどうなされるのか、そこらあたりが一番心配するものでございます。特に、学校、児童等の交通事故、車の出入り等もございまして、特に、学校の正門の周辺でございますので、そこあたりが一番気になるところでございます。

そのあたりの対策をお聞かせ願えればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） その件につきましては、今後、福祉の方からの依頼状況に基づきまして、十分教育委員会とも協議しながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、よろしく願いいたします。

教育委員会という話も出ました。教育委員会も特に、そこらあたりの児童への対策というのは慎重に受け止められて、工事関係者あたりに強く働きかけるということも大事だと思えます。ことが起こってからでは間に合いませんので、その点は特にお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第3号 高森町山村広場条例等の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議案第3号、高森町山村広場条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） おはようございます。

議案第3号、高森町山村広場条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

平成17年第4回定例会におきまして、議決いただきました公の施設の設置条例22施設のうち、今回、15施設について、使用料金の見直しを行っております。

本来ならば、各所管課から提案すべきですが、一括して条例を改正しております関係上、企画財政課の方から説明いたします。

まず、15施設について、消費税相当額を内税として端数整理を行いました。第1条から第10条までは、教育委員会所管の施設であります。今まで用途に応じた料金設定、例えば、野球とかバドミントン等で使用した場合の設定を面積に応じた設定に変更しております。

まず、第1条、第2条の山村広場草部グラウンドにおきましては、全面使用をそれぞれ1,500円、草部グラウンドにおきましては、400円を基礎に、使用面積に応じて料金設定を行っております。

次に、第6条を除く第3条から第10条までの旧学校施設につきましては、グラウンドの使用料につきましては、1時間当たり全面使用200円、体育館につきましては、同じく1時間当たり600円、教室、つまり研修施設につきましては、1時間当たり200円を基礎に使用面積に応じて料金設定を行っております。

第6条の町民体育館につきましては、使用する箇所に応じた料金設定を行いました。いずれも町外居住者につきましては、それぞれの料金に2を乗じて得た額としております。

条例第11条から第14条につきましては、各地区の総合センターの使用料を改定しております。草部、野尻、河原総合センターについては、1室1時間当たり400円、また、高森総合センターにつきましては、空調設備を完備している関係上、800円を基礎に使用部屋数に応じて算出しております。

第15条、朋遊館につきましては、1室1時間当たり600円を基礎に同じく使用部屋数で算出しております。いずれも町外居住者につきましては、それぞれの料金に1,000円を加算することとしております。

附則といたしまして、18年4月1日から施行することとしております。

最後に、費用対効果を考慮した場合、今回の料金改定でも到底施設における経費を使用料で満たすことはできませんが、行財政改革の一環として、ご理解いただけたらと考えております。

以上をもって、議案第3号の提案説明といたします。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

使用料なんですけども、1点だけお伺いいたします。1つは、人づてで聞いた話なんですけども、実際、矛盾かなと思います。第1条の中でご質問いたしますと、グラウンド4分の1面使用が400円、その場合、夜やった場合、ナイターを使用した場合には、半面使用が1,500円、全面が2,000円でございますけども、4分の1面の夜の使用というへりくつではございませんけども、そういった場合の対応はどういった形で対応されるのかをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） 4分の1の使用につきましては、現施設の照明器具については半面半面の照明の機械ですので、半面の利用料金をいただきます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） じゃあ、その旨をわかりやすいように、半面、あるいは4分の1と半面が1,500円というふうに記した方がトラブルの原因にはならないかと思えますけども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） 確かに、この条例の中で細部にわたって説明ができませんが、これについては、利用者の方にちゃんと説明を申し上げ、使用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

料金については、各担当課の方で今までの状況、または指定管理者制度に伴いましての検討を加えられた上での料金でございますから、問題ないと思いますが、ただ、今後検討していただきたいということでご質問するわけなんですけども、第1条の高森町山村広場条例なんですけども、この山村広場という文言なんですけども、隣にありますのが、高森町民体育館、これは主に体育施設、いろんなイベントする際に使う町民体育館なんですけども、山村広場と申しまして、主に体育活動をするのがメインでございます。そうやってまいりますと、町民体育館の横にあるものですから、高森町民グラウンドで僕は申し分ないんじゃないかなと思います。山村広場である必要はないと思っておりますが、今後、町民グラウンドというふうに名称変更等の条例改正を考えられるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

要は、山村広場という命名された経緯は私もちょっと把握しておりませんが、基本的には、そう命名された要素があると思います。ただ、確かに隣の体育館については、町民体育館という名が付けられておりますので、これについては、教育委員会並びに文教厚生常任委員さんにご相談申し上げて、その辺が妥当ということであれば、改正する余地はあろうかと思えます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 何でかと申しますと、草部南部にもグラウンドがあるんですが、あそこについても、高森草部グラウンド条例というふうになっております。そうなりますと、やっぱり山村広場が他のイベント等にも使われる可能性がある、そうなってくれば、また話も違うんでしょうが、私は山村広場というのが非常にわかりにくいと思うんです。広場となりますと、どの程度のものかということ、また何に使うのかということで、外部者からしますと、非常にわかりにくいところがある。来てみてグラウンドだったと、これ、広場じゃない広い場所だから広場かもしれないけども、そんなふう非常にわかりづらいところがある。隣は体育活動を主にする町民体育館であるならば、屋内用の体育施設である町民体育館、屋外用の体育施設である町民グラウンドというような位置づけの方が私は一番町民の皆さん方、また町外の皆さん方にもわかりやすいと思えます。

ですから、今後、今、教育委員会の事務局長が言われたとおり、検討をしていただきたい。そのようにお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

第6条について、お伺いをいたしたいと思えます。高森町民体育館、普段から非常に宝の持ち腐れみたいな感じがしておるところでございます。年間、テニスコートの使用回数、どのぐらいあるのか、お聞きしたいと思えますし、私も老人会あたりに行きますと、高森にはどうも屋内の施設がないと、あの町民体育館がゲートボールですか、これに使われないだろうかという要望をちょくちょく聞くわけですね。ああいう施設になっておりますので、非常に難しいとは思いますが、今後、指定管理者制度になりまして、やっぱり少しでも利益を上げなければならんと

ということであるならば、もう少し開放して、老人の方にもいつでも気軽にそれこそ使用料払いながら、使われる形にできないものか、その点、お伺いをいたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） お尋ねの件ですが、年間の使用回数については、手元に、回数的には持っておりませんが、基本的には、年間を通して、土曜、日曜、連休、祝日、ほとんどテニス関係が入っております。また、平日につきましては、冬場には、ほとんど利用がございません。町外のテニス愛好家の方の利用と、夜間については年間通して入っております。ただ、ゲートボール等につきましては、地元の生涯学習施設の中にゲートボール会場を持っておられますので、それでやっていただけますし、試合前に雨が降った時とかには開放を現在しております。ただ、現施設では、テニス専用のコートですので、他の用途、他のスポーツということになりますと、使用については、なかなかできない部分がございます。これについては、大規模な改修が必要になるかと思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 私達もそういう要望を受けた時に、中の改修あたりをしなければ、とても無理じゃないかというようなお答えはしておりましたけれども、事務局長が言われるように、相当の金をかけんと、なかなかできんというような話でございますが、テニスコート専用ということであるならば、もう少し熊本のウインブルドンまでいなくても、もう少し何か大きな大会あたりをどんどん誘致するなり、利用方法を広げていく施策を今後考えてやってほしいなというふうに思っております。

よろしく願いします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号、高森町山村広場条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第4号 高森温泉館条例の一部を改正する条例について

- 議長（相馬俊行君） 日程第5 議案第4号、高森温泉館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。商工観光課長 岩下昭久君。

- 商工観光課長（岩下昭久君） おはようございます。

議案第4号、高森温泉館条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

平成17年12月に開会されました議会定例会において、承認いただきました高森温泉館条例につきまして、その後、制度の目的を効果的に対応するため、部内検討を重ねてまいりました結果、今年1月12日指定管理者制度に伴う議会全員協議会でもご説明いたしましたとおり、使用料を利用料に改め、また、これまで町有財産使用許可で対応しておりました屋外販売施設を別表第2に新たに加えるものがあります。

以上、条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

- 議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

- 6番（野中謙三君） 6番 野中です。

高森町の今まで持っておった施設が指定管理者に移行するわけでございますけども、2、3点ご質問したいと思います。

まず、指定管理者制度そのものに対する部分のいわゆる4つの分け方ですね、その施設を直営とするのか、はたまた民営化をしていくのか、そして、指定管理者制度に基づいて進めていくのか、それとも廃止をするのか、以上4つの項目に分けられるかと思っておりますけども、町が今から指定管理者として移行する部分について、その一つ一つの積み重ねの部分の判断、前議案の山村広場条例等の条例改正でもそうでございますけども、直営で行うのか、指定管理者で行うのか、含みを持たせたま

まの条例改正という形になっていきますので、やはりどこかの時点でというよりも、早急にその4つの分類を私は明確に示すべきだと思っております。

したがいまして、今回のこの温泉館につきましても、そうでございますので、そのあたりの全体を含めた議論がどうなされておるか、これを第1点。

次に、いわゆる国の法律に基づいて指定管理者となって移行していくわけでございますけれども、そもそも町長のお考えとしてお聞きしたいんですけども、指定管理者制度に何で移行しなければいけないのかを町長の方にお聞きしたいと思います。

もう1点、使用料と利用料、この違いをどなたか明確に示していただきたいと思っております。

まず、この3点お願いします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 指定管理者制度につきましてのご質問にお答えいたします。

6番議員言われましたように、公の施設につきましては、直営施設、民営化する施設、指定管理者を導入する施設、廃止または譲渡する施設というふうに4つに分かれると思いますが、以前、全員協議会の方でお示ししたと思いますが、高森町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針を企画財政課の方で定めまして、これをもとに今後、どういうふうにするかはたたき台として作成しております。

取りあえずは、指定管理者に持っていく施設は後の全員協議会の方で検討していただきますが、今後は直営施設におきましては、直営施設の改革推進計画、これに基づきまして、今後、原則公募、つまり指定管理者へ移行を目指すというふうにしておりますので、その計画の中で検討していきたいというふうに考えております。

2番目のご質問につきましては、町長の方だと思っておりますので、3番目の使用料金と利用料金の違いについて、ご説明いたします。

地方自治法の中でも使用料金と利用料金という2つの言葉が出てまいります。このことにつきましては、私の方でもちょっと理解に苦しみましたので、県の地域振興局の方に問い合わせしております。結論的に申しますと、使用料金、利用料金、そう大した違いはないということであります。

ただ一つ言われていることは、地方自治法の中で使用の許可、これにつきましては、地方自治法にうたわれておりますので、それを変えることはできないということであります。ですから、最終的には、使用料金をとる施設は全部使用料というふうに改正しておりますし、利用料金制をする分につきましては、使用の許可以外は

利用料金というふうに統一したらいいだろうという県の見解のもとに12月の議会で改正をさせていただいております。

今、申しあげましたように、使用料金制の場合は全部使用を使います。利用料金制の場合は、使用の許可以外は全部利用料金というふうに統一しております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 指定管理者制度というのは何かということでした。小泉総理大臣がおっしゃいます三位一体改革の中で、民間でできることは民間でというような活力を与えるということではなかろうかと思っております。この指定管理者制度というのは、施設の管理運営を行政サービスより以上の効果的に推移するという有効な手法ではなかろうかということが国の方針だと、そのように思っております。

なかなか私自身が思いますには、地方にそぐわない大きな町村、大きな市町とか、いろんな大きな地域的に人口の多いところは、きっと指定管理者もうまくいくんじゃないかろうかと思っておりますけども、どっちかと言えば、私どものような小さい町はなかなか指定管理者制度というのは、そぐわない部分があるんじゃないかかなと心配をいたしておりますし、まして、温泉館につきましては、私どもはただ利益を上げるための温泉館運営では、当初の目的がそうでございますで、やはり福祉関係とか、いろんな問題点があるんじゃないかかなと思っております。何もかもが指定管理者ということが適正であろうとは思っておりません。

これは、やはり今後、議員の皆さんと一緒に相談しながら、一番高森町にふさわしい温泉館運営、またそういうものに関しましてはやっていきたいと。ただ、今回の指定管理者と言いますのは、制度を施行していくというのは、平成15年9月の改正によりまして、平成18年までの3年間の猶予期間でございましたものですから、それがいよいよ実行に移す段階に来た、その中にも選択する余地はまだあるんじゃないかかなと、これは地方に合った私どもの地域に合った考え方で十分、議員の方々とも相談してやっていきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、6番 野中です。ありがとうございました。

使用料、利用料については、私もなかなか難しかったものですから、一般的に使用料というのは、国・地方公共団体が収益として財産管理の中に入れていく部分ですね。で、利用料となった時には、それが行政の場合には、使用料でもらいますけ

ども、利用料となった場合には、例えば、指定管理者を設定された場合には、その利用料という徴収のやり方においては、行政にいわゆる公共団体の方に直接入るものではないと解釈される解釈の仕方があると思いますので、そういった点から心配するのは、料金体制を利用料金制ということになれば、業者、その指定管理者によっては、経費を捻出するために利用料金の上限があろうかと思えます。したがって、指定管理者に移行する制度における料金体制は、上限をいくらと定めるというやり方の方が私は無難ではなかろうかと思えます。いわゆる業者にとっての努力する部分がある程度の設定ができる単価として、上限設定の利用料金体制が望ましいのではなかろうかと思えますけども、その辺について、1点、お聞きしたいと思います。

それと付随しますけども、いわゆる指定管理者制度になれば、一定の範囲内でその利益を生み出すために、上限を設けてほしいというのが一つです。今の重なりましたけども、それだけをお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 利用料金制につきましては、上限を設定することも可能かと思われませんが、今回の場合は、指定管理者が利用料金を定める場合は、町長の承認を得て定めるものとするというふうにしております。ですから、結局、指定管理者の一存で定めることはできないようにしておりますので、あくまで町長の承認が必要であるということで、それが特別高かったりした場合は、町の方でこれまでにしてくださいという、そこで初めて上限が出てくるのじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森です。

単純な質問をいたします。この中の利用料金の件で、備考の中にございます2時間を超過した小休憩室利用者は30分毎に500円を加算する。あるいは、1時間を超過した家族風呂利用者は30分毎に500円を加算する。という項目がございます。単純に申し上げますが、予約制が入っております、この30分毎に500円を加算するという区切りはどのような形でされるのか、もしも、予約が1時間後に入ってしまった場合、1時間が切られるのか、そこらあたりの対応をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） お答えいたします。

三森議員さんの質問ですが、タイムカードのベルのついたやつを持っておりまして、最初に入られる時にタイマーを押しておきます。それで時間が来ますと、部屋の方に行きまして、時間が来ましたということでお知らせをいたしまして、予約の方とが合わないようにということで、現在は取り扱っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号について採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号、高森温泉館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第6 議案第5号 高森湧水トンネル公園条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 議案第5号、高森湧水トンネル公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） 議案第5号、高森湧水トンネル公園条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

平成17年12月に開かれました議会定例会において、承認いただきました高森湧水トンネル公園条例につきまして、その後、制度の目的を効果的に対応するため、部内検討を重ねてまいりました結果、今年の1月12日指定管理者制度に伴う

議会全員協議会でもご説明いたしましたとおり、使用料金を利用料金に改め、新たに利用料金の条文第10条を設けるものであります。

以上、条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） この議案について、ちょっとお伺いをいたしますけれども、湧水トンネル公園の指定管理者に伴う条例の改正ですけれども、公園に位置するもの、要するに、今回は指定管理者に移行した場合について、指定管理者の利益の一部というのはどうあってもやっぱりトンネルの入園料に入ってくるわけですね。今、町内でも言われていることは、要するに、駐車場料金を設定した方がいいんじゃないかというお話もあるわけですが、湧水トンネル公園の施設として位置づけられるものは、主に駐車場も含まれていたんでしょうかね。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） 駐車場の方も入っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

同じような内容なんですけれども、そもそもトンネルの中の農業用水と簡易水道がございますけれども、農業用水について、今、公園内流れておりますけれども、その水路の部分、あるいはその水そのものについて、手を加えることが可能かどうか、今の考えの方を示していただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） この後の全員協議会で詳しく説明を申し上げますけれども、今、ご質問のように、現在、農業用水・水利権の関係で、水を下の方に送っております。それは当然、条件の方に入っておりますので、そちらの方も含めました利用の内容で検討を盛り込んでおります。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

はっきり何かしない点もあろうかと思っておりますので、答えの方は早急に出していただきたいと思っておりますけれども、そもそもが指定管理者にする場合に、今の段階的には議会の全員協議会などを通して問題解決しておりますけれども、やはり指定管理者と

ということになれば、民を入れるということになれば、こういった協議をする内容からすでに民間の参入を図って、いろんな検討を図るべきではなかろうかと思えますけども、そのあたりの今後の進め方について、いかがお考えでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） ちょっと今の質問が理解できなかったわけですが、こういうふうな条例をつくる前に、民間を入れて協議をなさいということですかね。うちの方としましては、条例等を整備した後で指定管理者の募集を行うということで、事前に民間を入れてすることは考えておりません。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 条例をつくる前の段階で、例えば、普通のいろんな委員会とか、いろんな形でつくられておりますけども、そういった形で民間の審議会みたいな形で、その条例を制定する、あるいは利用体系をどういうふうにする、あるいは、公共性を保つためにはどういったことを望むとかという部分についての意見等を入れる機会が、つくってしまった後ではなかなか難しいかと思しますので、そういう質問をしたわけでございますけども、じゃあ、今後も条例先にありきでいくということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 一応、条例の協議につきましては、庁内の検討委員会、所管課長とか、課長補佐を入れました検討委員会を設けております。今後のことにつきましては、選定委員会に民間を入れていくように考えております。現在、民間、学識経験者の選定を行っている最中であります。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号について採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号、高森湧水トンネル公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第6号 高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第7 議案第6号、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第6号、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本議案につきましては、高森中央小学校給食共同調理場職員の給食物資代金支払事務の不適正処理事件に係るものでございまして、教育委員会職員の不祥事に対します監督不行届により、教育長の給料を本年2月1日から2月28日までの1カ月間、給与月額の100分の20に相当する額を減じた額とするものでございます。

私どもは常々職員の綱紀粛正と厳正なる服務規律の確保に努めるよう注意を喚起いたしてきたところでございますが、今回のような不祥事件が発生いたしましたことは、誠に遺憾でございます。今後、このような不祥事が発生しないよう、さらに職員の意識改革に努めていく所存でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） ここで、高森町教育委員長の二子石鉄幸君から発言の申し出があっておりますので、発言を許します。教育委員長 二子石鉄幸君。

○教育委員長（二子石鉄幸君） 先ほど総務課長さんからご説明のとおり、今回、私も教育委員会に属します職員の不祥事によりまして、町民を代表されます議会、また全町民の皆さん方の信頼を失墜したことを誠に私ども残念で、また、その監督責任にあります私どもといたしましても、責任を痛感しておるところでございます。

また、今回の事件を機に、私どもも事件の内容詳細にわたって、今後、検討しながら、二度とこのようなことのないような対策を考え、そして一日も早く、町民の皆様方の信頼を回復することをこの席をお借りしまして、お約束をしてお詫びの言葉にかえさせていただきたいと思っております。

どうもご迷惑かけました。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

教育委員会ということで、私の文教厚生常任委員会の所管でもございますので、まず、口火を切りたいと思います。

まず、最初の質問でございますけども、今回の条例改正案で教育長の減給ということで出ております。それに至る原因といたしますれば、ご存じのとおり、不祥事事件当人がおりますけども、まず、疑問に思う点、1つ、こういった処分をされましたけども、いかなる事例、あるいはどういった根拠に基づいて、この処分がなされておるのかを教育委員会の方にお伺いをしたいと思います。それが第1点でございます。

じゃあ、1点ずつ行きますので、第1点、その根拠の部分について、ご説明いただきたいと思いますので、教育委員長の方からお答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員長 二子石鉄幸君。

○教育委員長（二子石鉄幸君） お答え申し上げます。

何分にもこのような経験が初めてでございますして、ご質問に適当なお答えができるか、自分も不安に思っておりますが、この教育長の減給処分になりました決定は、私ども委員会は、委員の使命であります委員必携の重視事項に基づきまして、この決定は何事も外部、あるいは政治、宗教、暴力、あらゆるものに屈することなく、委員会独自の判断で総意を持つてするということでございます。

したがいまして、私どもはこの問題が発生しまして、即座にこの問題を提案いたしまして、十分協議の上、委員全員の総意のもとに適正な処分であるという考えのもとにこの処分案を発表したわけでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

委員独自の判断で全員一致、慎重に決定されたと思いますし、その分については尊重したいと思っております。しかしながら、たまたまではございますけども、高森町の不祥事件が発覚する、新聞に載る2日ほど前にやはり熊日紙上でも載っておりました事例を上げますならば、佐賀県の県職員、市の方の給食の方で栄養士で勤務されている方がやはり不祥事件を起こされまして、その方は今年の12月末に発覚しておるわけですね。新聞に載ったのが1月余り経ってから載って、未だにまだ昨日の段階ですけども、処分は下されておられません。慎重にやはり調査期間を設け

て、慎重審議の上に処分をなされるのかとは思いますが、あまりにも性急な教育委員会の判断ではなかったらうかと思えますが、その期間について、再度ご質問したいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員長 二子石鉄幸君。

○教育委員長（二子石鉄幸君） お答えいたします。

私どもに連絡がございましたのは、1月23日でございますが、その席で先ほどから説明のありました金額の着服ということで、本人も深く反省し、そしてまた、その代金についても返済したということでございますので、我々はその経過を検討しながら、委員協議会で検討した結果の結論でございますが、その結論が早かたではないかというようなご質問でございますが、私どもはこういう問題こそ迅速な結論を出して、一日も早く町民の皆様方の不信を払拭するのが我々の仕事ではないかということで、結論を出したわけでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、6番 野中です。ありがとうございます。

結論を出すに至っては、先ほども申しましたとおり、やはり何か根拠となるものが僕は必要でなかったらうかと思えます。その中で、私の方も調べておりますけれども、国の方ですね、人事院の方から懲戒処分の指針についてということで、平成12年3月31日に出されておりますし、それが平成17年3月31日に改正されております。懲戒処分の指針、国の方から出されております。さらには、熊本県の県職員の懲戒処分の指針も出されております。

さらに、熊本県教育委員会が出しております懲戒処分の指針、これはさらに厳しい内容となっておりますけれども、その中に照らし合わせて見る限りにおいて、懲戒処分の指針一覧というのが簡単につくってございます。これ、県の教育委員会が持つておる資料でございますけれども、公金取扱いについては、いわゆる免職となる項目は横領、窃取、詐取。停職に当たる項目はございません。あと、減給、戒告このあたりについて、紛失、盗難、出火、爆発そういった公金、公物、処理不適正、そういったのが上げられておりますけれども、やはり教育委員会として、そういう行政処分をされる場合において、こういった国・県・教育委員会が持つておる指針等を参考にされて、処分を下されたのかを再度確認の意味でお尋ねしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員長 二子石鉄幸君。

○教育委員長（二子石鉄幸君） お答えいたします。

6番議員からの質問でございますが、私ども、県なり国なりのそういう指針と申しますか、処分の方法と申しますか、そういうものは十分に尊重しなきゃなりませんが、我々は我々独自の考えで、これらの処分をしたわけでございます。

また、この処分が軽かったのではないかというようなご指摘もあろうかと思いますが、金額によって、その責任の重さ、軽さがあるとも言えませんが、年齢的にも若く、そしてまた再起の道も考えなければならない、家庭的な問題もあれば、私どもはこの処分は決して軽い処分であったとは思いませんし、また適正な処分であったと、高森町教育委員会独断の判断ではございますけれども、そういうことで決断を下したわけでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 質問回数が3回を超えますけども、よろしいでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 許します。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

それでは、次に、教育長の方にお伺いしたいと思います。

昨日、1月30日付けで高森中学校保護者、高森中央小学校保護者宛に給食共同調理場の給食費流用事件についてお詫びということで、教育長名で出されております。その文書の中で、1つ気になったことがございます。食育の大切さを大事にされる教育委員会としては、非常にありがたい言葉が食育の方で反映されておりますけども、その文言の中で、「食育を行う根幹の場である調理場での事件で、流用された金額が返済されたとはいえ」というような文言がございます。教育長の見解で、「流用された金額」というふうに解釈されていると思われましても、新聞記事では「着服」、そのような形になっておったかと思えます。そのあたりについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） このことにつきましては、一応、着服、流用、どちらでも妥当だというふうに判断をして、その文言を使わせていただいております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 私は、教育委員会の行政処分が重いとか軽いとか、そういう部分を言っているのではなくて、一番メインとして判断するのは、根拠が何であったかですね、どういった事例をもとにそういう行政処分をされたか、あくまで教育委員会の権限でございますので、その部分に関して、中に入ろうという気はございませんけども、しかしながら、「流用」と「着服」、僕はこれは基本的に違うと思

ますけども、保護者各位に出された通達文書は「流用」ということになると、実際、新聞記事、いわゆる報道されている部分と違ってくると思います。そのあたりの解釈について、再度、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） それにつきましては、ご指摘いただきましたように、「着服」という形が適当であると思います。これにつきましては、また、機会がある時に弁解をさせていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 後藤でございます。

ただいま説明を聞く中で、教育委員さんはすばらしい方ばかりでございますが、こういう大きな問題を町長、議長にも相談をしないで、決めたことに対して、私は不満がございます。というのは、以前大きな不祥事件があって、それがまだ生々しく1月に1万円ぐらい返済している中で、まだ町民の声、非常に厳しい声が議員さん達、私あたりも耳に入ってまいります。そういうことで、やはりこういうことは、町長並びに議長が入ってするのが適当ではないかと思えます。前の時もそういうことで、大体議長あたり入って、そういうこと決めてやったような気がいたしますので、私は納得いきません。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

高森町は、綱紀肅正、ずっとやってきております。今まで、こういうふうな事件の発生率、関係市町村と比べますと、非常に高いわけですね。うるさい親の気持ち、親父の心子知らずと申しますか、それが誠に当たり前に出てきてしまっておるんじゃないかなというふうに思います。

今、野中議員の方からも文言というふうな形でも言われましたが、先ほどから使用料、利用料とかという問題と一緒に、素人の方から見れば、流用、横領、着服、詐取、そういうふうな問題、全く一緒のようにとられると思います。要は、したことが良いことなのか、悪いことなのか、公務員としての使命を逸脱したのか、または裏切り行為だったのかということの解釈だけで町民は行かれると思います。

教育委員長さんに私はお伺いをしたいんですけども、お金を戻せば罪は半減、罪は忘れる、それも確かに罪を憎んで人を憎まずということわざからすればいいのかもしれませんが、やはり学校の教育の現場でこういう問題が発生した場合

について、子供達がもし、これはもう家庭内で話されておることでしょうから、子供達もやはり頭の中に入ってくる問題だと思いますが、もし、人のものを自分が着服、使ったり、自分が使用したりした場合について、それをじゃあ、その持ち主が戻してくれと言われた時に戻せば、じゃあ、その罪は問われないのか、その責任は問われないのかという問題が私は子供達に芽生えてくるんじゃないかなと思っています。

私はそういう意味からすると、この物事の善悪についての区別というものははっきりすべきであると思うんです。ですから、懲戒処分とか停職処分とか、これ、行政用語で主に使われておりますけれども、私は、子供達にわかりやすい、この罪の意識というものを植え付けさせるためには、このやったことについてのやっぱり善悪の区別を公の場で知らしめる必要が私はあったのではないかなと思います。その意味からして、野中議員の方もあんまり性急すぎはしないだろうかという質問が出てきておるわけですが、教育長の処分については、教育委員会の中でそれぞれ処分を審議されて行かれた結果だと思います。

しかしながら、教育の現場で起きた用務員の犯した事件内容についての善悪の区別の付け方については、新聞等で書かれてあるとおりに、今後もやっていかれるつもりなのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 教育委員長 二子石鉄幸君。

○教育委員長（二子石鉄幸君） お答えいたします。

13番議員さんのご質問に対して、私ども性急な結論を出したのではないかと、それからまた、罪の内容によって適正なものを返せばいいということじゃなくて、それはそれとして、厳正な処分なり何なりを公表すべきではないかというような質問であったかと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

これについては、十分私どもも再度、検討しながら、この処分については、私どもは決して間違った処分ではなかったと思っています。

また、あってはならないことですが、今後、そういうことについても十分各委員さんと協議をしながら、再度、このようなことがないように措置を講じていきたいと思っています。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） こういう問題は、毎回予想してから出てくる問題でも何でもありません。今までの不祥事についてもすべてそうでありましたが、まさかとい

うところから出てくるものですから、新聞に書く場合においても、非常に町民が感心を持つわけですね。

最初6カ月の停職処分をされたということですが、私は、その意図については、私なりに推察をすれば、今回出てきた不祥事の内容については、平成17年4月から今年の1月分までのやつということでございました。それについてのお金を横領着服していたということが原因であったというふうに伺いましたけれども、6カ月間の停職中に、停職をさせておる間で、もしかしたら、教育委員会の方でもう少し掘り下げて、その職員が平成何年から勤めておるか、私どもも調べておりませんけれども、そこまでさかのぼって調査をし、そういうふうな事実が過去になかったのかどうかを調査する期間として6カ月を要したのかな、その間にもし新たな事実が判明すれば、それなりの処分をするつもりであったのかなというふうにも私はいい方向で考えれば、そういうふうに推察をいたしたいと思っております。

その間に、向こうの方から依頼退職願いが出たということがございます。それを受領されたということがございますが、やはり私としては、いろんな犯罪を犯す場合において、刑法上、未遂とかという何々未遂事件とかいうのがございます。これは被害が出ていなかった場合において、未遂事件という形になるわけなんですけれども、今回の場合は、完璧に発生している以上は、横領着服事件であることには間違いないわけがございます。そうなりますと、やはり本人がどんなに反省をしても、成人をしておる、ものの善悪の区別をちゃんとつける能力を持つ者が、保護者が汗水流して、子供のために納めてくれた給食費を自分のために私的に使うということは悪いということ認識をさせる意味からしますと、子供達にもやはりそういうふうなことは悪いんだということをちゃんと示すためにも、ちゃんとした手続きを私は取っていかざるを得んじゃないかなと、その後については、検察庁あたりで起訴するか、しないかという話になってくると思います。

ですから、今回、着服した分についての償還は終わっております。民法上の責任は終わっておるかもしれませんが、刑法上については、もう少し考慮をしていただきたい。そして、言われたとおり、停職6カ月間、当初の計画どおり調査をしていただいて、過去にさかのぼって、そういう事例がなかったのかどうかというものを調査をしていただきたいと思います。

そして、教育長の処分については、これが教育委員会で妥当ということであれば、尊重はしていきたいと思っておりますけれども、今後、こういうふうな問題が二度発生しないように、システムの変更等も今後提案をしていただきたい。

今まではずっと共同調理場会計については、こういうふうなやり方でやってきております。まさかこういう形で今回出てくるとは誰もが思っていなかったことだと思っております。これは、事件でもあり、事故でもあるかもしれませんが、子供達の教育現場であるということはお忘れないように、私はちゃんとしたけじめはけじめとして、本人に対してつけさせる必要があると思っておりますので、その点について、教育長の方のご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） ご指導ありがとうございます。

今、お話がありました方針につきましては、一応、委員会の中で決定をいたしております。しかし、今、いろいろな意見を踏まえまして、これを変えることは難しいと思っておりますが、今後のために、十分協議をさせていただきたいと思っております。

また、ご指導いただきましたシステムの改善あたりにつきましては、事件後すぐ職員の方に周知をして、事務事業の見直し、またチェック体制の強化あたりを指導をいたしております。それにつきましても、十分委員会の中で検討いたしまして、各議員さん方にご提示したいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） こういうふうに職員がどういう理由であれ、公金に手をつける、そしてこういうふうに世間に迷惑をかける、そうなった場合については、やはり管理する側の人達は今日の臨時議会、おそらく針のむしろの上で座っておるような気がいたしておると思っております。しかしながら、やっぱりその痛みというものも本人にわからせていかなければなりませんから、教育委員会の方で今後についてということは決定をされているということでございますが、議会の方でどういう判断をされるか、私も責任を持っていないわけでございますけれども、やはり私は先ほどから言うように、子供達の手前、ものを戻せばいいということで済ませるようなやり方だけは、教育の現場としてしていただきたくないような気持ちもございまして、後ほどでもいいですから、教育委員会で再考等をしていただく、そしてシステム等の変更、または協議等をやっていただいて、共同調理場のあり方等も踏まえて、十分検討をしていただきたいと、そして、関係職員につきましては、こういうことを踏まえて、二度と発生しないように、下を向くのではなくして、今から先は、特に、卒業式のシーズンでございます。入学式のシーズンでございます。暗い

雰囲気が入らないように、十分協議をして、輝かしい新年度を迎えるようにがんばっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 9番 後藤です。

今度の事件に対しては、直接関係がございませんけど、町の長として、お答え願いたいと思います。

事件がある度に、二度とこのことがないようにというような言葉がいつも聞かれるわけです。二度、三度、四度と行われるわけです。チェック機能が十分に果たせていないんじゃないかと思いますが、今後の対応策はどのように考えておられますか、町長、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほどから議員の皆様方にお詫びを申し上げたとおりでございます。本当にここ数年、何回となく不祥事件を起こしております。今回もまずはお詫びをしないといけないと申しますのも、今回は、教育委員会と独立した機関のところでもございますし、なかなか私どもの目の届かないと申しますか、それは許されないことでございますけども、1つの独立機関としての教育委員会を尊重すべきだと思っております。また、そのことにおいて、教育委員の方々にも大変ご苦労をかけているところでもございます。

今後、どのようなシステムかと言われましたように、今、思いますには、いろいろな団体がございます。そのようなことも含めまして、民間とかいろいろな団体に関しても、そっちの方でできるものは町の職員に任せるのではなく、各団体をお願いをすると、また、大きく町の方から補助金、またいろいろな社会福祉協議会等もございますけども、ああいうことに関しましても、もっと違った意味でのチェック機関を早急に改善するようにということで指示をいたしております。

今日も監査委員さんもおられますので、4月1日には完全なものにして監査委員さんとも相談をしながらやっていこうと思っておりますので、ご指導方をよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） なかなか立派なご答弁でございますが、前町長の時から同じような答弁がずっとなされているわけでございます。指定金融機関も入っておりますけど、小さい百何十万とかいう公金が、各種の中で扱われておるわけござい

すが、そういうやつの管理体制、それはもう不十分だと私は思っております。職員全員おられますけど、課長級ですね、諸課長おられますけども、その中でもやっぱり不安を相当持っておられると思います。教育委員会ばかりじゃなくて、庁舎内の部局の中でもいろんな資金が出ておるわけでございます。この辺のチェックを十分に監査委員さんもおられますけど、月に1回ぐらいの目を通すぐらいの、例えば、青少年育成とか、ああいうやつの資金の流れとか、どういうふうに使われているとか、そういうやつも含めて、すべてにおいて、十分な監視体制をお願いしたいと思えます。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 他にありませんか。4番 山村將護君。

○4番（山村將護君） 今までいろいろな議員さん方のご意見をお伺いしてまいりました。私がつ疑問に思いますがございます。何かと申しますと、今回のこの条例の一部を改正する条例、これに関しましては、教育委員会の決定事項であります。尊重したいと思えます。

ただし、教育委員並びに教育長を選任した責任が町長にはおありになると思えますが、そのあたりのことはどうお考えでしょうか。ご質問申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） いろんな教育委員を推薦いたします時に、私の方から推薦を申し上げるわけでございます。もちろん、人格、高潔でありまして、識見が高く、全く人物には問題ないということでお願いをし、議会の方からも許可をいただくわけでございますけども、各委員さんを選んだその理由はと申しますけども、これはなかなか責任というのは、なかなか難しゅうございまして、私も、今、何らかの形でお話をしておりますけども、行政と申しますか、執行部とはちょっとかけ離れた独立した機関でございます。そういう意味から今のところ、今おっしゃったようなことはまだ考えておりません。今後、皆さんとご相談申し上げながら、どのような方策がいいかは考えてみたい、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 4番 山村將護君。

○4番（山村將護君） 今、教育委員会は独立した機関だというようなご答弁でございました。これは再度質問になるかと思いますが、私がつわからなかったのは、学校の設置者、あるいは共同調理場の設置者は私は町長ではなかったかと思えます。いわゆるその最高責任者たる町長がですよ、教育長1人の減俸処分で済ませて、それでこと足るものかどうかです。今、住民の間にもいろんな批判がわき上がって

おります。問題はその辺に町民の批判は集中していると思いますが、町長はいかにお考えでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） もちろん、こういう不祥事が起きたわけでございますから、当然、批判等は甘んじて受けなくてはならないと、そのように思っております。今回、出してありませんけども、今後、皆さんと相談して決めていきたいと、そのように思っております。今は考えておりません。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

少し重複する部分もあるかと思いますが、2、3質問をさせていただきます。

23日にわかって、27日の朝刊に載ったわけですが、2、3日の間に非常に迅速に物事が決定されたことに対しては、どうこう言う筋はありませんけれども、やっぱりこういった問題、私は考えるに、これは全額、即返還されたということである程度議員さんの中にも安堵感があるんじゃないかと。もし支払不能ということで、請求しても早急に返還ができないという状況であったならば、これぐらいではおそらく済まなかったというふうに私は思っております。

それで、やっぱりこういう問題が出てきた時は、議会もちゃんとした文教厚生常任委員会もありますし、この取り扱い方があまりにも簡単すぎたと言ってどうかと思いますけれども、そんな気がしてならないわけでございます。

それから、さっきからチェック機能ということが言われておりますけれども、このことについても、チェック機能の不備なところ、9カ月間ですか、8カ月間、何らチェックされないまま、これだけ長引いたということに、私は非常に不満というか、そういうものを持っておるわけですね。常に上司たる者は、目配り、そういうものが必要であろうというふうに思っておりますし、答弁の中で、二度とこういうことは起こさないという、それはもうどこでもそういう話ですけども、もう少し今後じゃなくして、これから、今日から上司たる者は部下に対する目配りなり、自分達のチェック機能、そういうものをしっかりとやってほしいなというふうに思っておりますし、また、町民に対するこの事件の説明もしっかりとやってほしいというふうに思います。

そこで、最後、コメントを町長に伺いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほども申しましたように、本当に私どもの町もちよいちよい
そういう不祥事件を起こしておりますし、本当にどのようにしてチェックをしてき
たかと申しますと、私どもの目配りといいますか、気の届かない部分がありまし
て、こういうことになったのではなかろうかなと思っております。先ほど申しま
したように、各課の課長に早急にそういうチェック体制をするようにということで指
示をしているところでございます。そのチェック体制につきましては、各課から上
がってきたものを基本にいたしまして、やっていきたいと思っております。

ただただ、皆様方にお詫びを申し上げること以外に今日現在は、今のとこ
ろはありません。今後と言いますか、それこそ今おっしゃいましたように、今日か
ら新たな気持ちで綱紀肅正、厳正なる対処をするように指示をしてまいりたいと思
っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森でございます。

先ほどから監査委員という言葉が出ておりますので、あえて私の方からも一言質
問をさせていただきます。

私も当然、このお話が出まして、自分の立場として、これは大変なことが起きた
ぞという一番先にひらめいたのが、そのことでございます。しかしながら、当然、
町長が先ほどから申しております町部局ではございません。教育委員会のまた給食
事務ということで、そちらの方の監査は実際、私の方でやっておりませんので、あ
あそうだったかなというような認識をしたところでございます。

監査においても、いつも事務監査の中で、相当厳しいことを言っております。な
ぜかと申しますと、先ほどから議論が出ております二度とやりませんというような
答弁の中で出てきておりますのが、この不祥事でございます。なかなかやらないと
いう気持ちはありましても、120名の職員の中、いろんな人もおられる、まして
や1億数千万の公金さえもなくなった事例もございます。

そういうことを踏まえますと、監査の立場でなかなか厳しいものがございませ
ぬので、あえて苦言も申しておりますし、厳しいことを申しておるのも事実でござい
ます。

その中で、今度の不祥事について、教育委員長が先ほどからいろいろと答弁をな
されております。すばらしい教育委員さん方の意思疎通、総合の中で下されました
停職6カ月ということで、それが妥当か否か、これはあくまでも教育委員さん方の
決められたことでございます。

先ほど、佐伯議員の方からもちょっと申し出があったと思います。過去の公金の流れと申しますか、そこらあたりの調査というものも当然されておるかと思ひますけれども、その点について、ひとつお伺いをいたしたいと思ひます。

それから、教育委員長のお言葉の中に公金も全額返還されておるといふことでございします。先ほどからちょっと重複しますが、返還されておるから停職6カ月なのか、それでいいのか。教育現場、また町職員でもございします。そういう分において、それではとったものを返せば罪はなくなるのか、停職6カ月で済むものなのか、その感覚ですね、これが今後に示す懲戒処分であったのか、それが非常に疑問として残ります。そういうことで、あえてその点について、今一度、私の方から教育委員長にお尋ねをいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 教育委員長 二子石鉄幸君。

○教育委員長（二子石鉄幸君） 12番 三森議員さんのお質問にお答えをいたしします。

6カ月の停職処分が妥当であったのかという質問であろうかと思ひますが、私どもは公金を、着服したお金を返せば、それで罪が減じられるといふような感覚でその処分をしたわけではございしません。あくまでも規律は規律、厳正に委員全員の総意のもとに処分をしたと思ひております。決して、返さんなら罪はまだ重くなる、返したからこれぐらいだといふことで、前例を引くような決定はした記憶はございしません。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） もう一遍、金の流れについて、以前、金の流れがスムーズに行われていたのか、それを少し。

○議長（相馬俊行君） 教育委員長 二子石鉄幸君。

○教育委員長（二子石鉄幸君） 以前の金銭の流れといふことでございしますが、我々は平成16年度まではすでに決算が終わって、問題ないという結論に、これは外部の方も含めての監査であったといふことでございしますので、以前のことにについては問題ないものとして調査はいたしておりません。

そこで、今回の問題の発生以降のことについて、我々は協議をし、決定を下したことでございします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） ありがとうございます。

要するに、17年度の4月からといふことでございしますので、当然、総会を済ま

せて、報告がなされておりますので、その点については、委員長の報告のとおりだと思います。

要するに、4月から結果的にはもう新年度からずっとなされておったということが非常に疑問点、当然、新年度からその状態で即新年度に始まったのかなという疑問も当然、生じてくるわけで、またあえて聞きましたのは、その点をお尋ねしたわけでございます。

しかしながら、先ほどから申しておりますように、停職6カ月でこれは覆すことはできません。あくまでも決定事項でございまして、公表もなされておりますし、これについては、もうあえて仕方がないこと、仕方がないというと、大変失礼でございますけれども、そうであろうと思います。

しかしながら、今後において、こういう事例が発生するというものは避けて通れない部分もあろうかと思えます。このような時代でございます。ましてや、この町におきましては、いつも町民から声がかかっておるのが、この町の欠点でございます。この問題が生じてきまして、ラジオ、新聞等で報告があった後に、まず、一報入ってきたのが、監査委員さんとしてという形で入りました。これがこの町の欠点といえますか、なおかつこういうことが町としてどうしてあるのかというのが町の声でございます。そこらあたりが町長も、要するに、教育委員会と言われますものの、先ほどから出ております。最終的には、町長、町の長でございますので、その点は今後、真摯に受け止められて、この改善策、どうしたらいいのか、これをあえて申し上げますが、そこらあたりの意思の疎通等を十二分になされて、今後の行政に尽くしていただきたい。ましてや、教育委員会におきましても、いろいろと議論がなされておりますけれども、先ほどから委員長が申し上げておられます二度と起きないという、ただ単なる教育委員長だけではなく、全委員さん方、また教育委員会の全職員方、そこらあたりまで意思の疎通をとっていただき、まずその対策を真摯に受け止めて、取り組んでいただきたいということを付け加えまして、終わりたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今、三森議員の方からお金を戻したから、戻してからの停職6カ月か戻される前の、戻されたからそういうふうに停職6カ月したのかということに対しての教育委員長が答弁がございました。戻した、戻さない関係なく、この起こした事件に対しての処分であったというふうに今報告がありました。

これが問題ですね。野中議員が県の教育委員会からの指針で、横領、着服についてはもう問答無用で懲戒免職というようなことを話されました。今、教育委員長が話されたとおり、ことの重大性考えていけば、これは大体懲戒免職なんですね。それを停職6カ月というのは、戻す戻さんというのは関係なく、その事件に対しての教育委員会の意向であるということであるならば、以前、税務課の方で起きた不祥事件、これ、戻す、戻さん関係ない、金額も関係ない、事件の内容は全く一緒なんです。横領、着服、やり方は一緒なんですね。そうなってきましたと、こっちはまだ時間をかけて戻して、こっちは戻した、そうなってくると、今ごろ、こちらの税務課の方でやった職員は6カ月間の停職をした後に、もう仕事をしてから、役場の給料の中から返還することが可能だと。そういう考え方になりますから、私は教育委員長の今の考え方というのは、ちょっと間違いだと思います。

戻そうが戻すまいが関係なく、このしたことに対する停職6カ月は、私は軽すぎると思います。これは、横領、着服である、公金の横領、着服、公僕としてやるべきことじゃない。そうなってくると、教育委員会は、民間の方達が出ているから、そういうふうな処分の仕方でもいいと思いますが、私はそういう処分の仕方は私は公の場における者の考え方からすれば、間違いである、私はそういう前例はどこを探してもないと思いますよ。その点について、教育委員長、再度お願いします。

○議長（相馬俊行君） 教育委員長 二子石鉄幸君。

○教育委員長（二子石鉄幸君） お答えいたします。

処分について、着服の金額を支払ったから半年の停職とか、支払わなければまだ罪が重いとかということではなくて、私どもは独自の処分をいたしました。その問題については、あくまでも私どもは全員協議会の上での決定でございまして、これが重いか軽いとか、そのことについては、私ども司法の立場、そういうものの経験もございませんし、その点をご指摘に対して、何とお答えしていいのかわかりません。私どもはただ委員会としての結論を出したということでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 私は、教育長にも言ったですよ。6カ月間の停職処分というのは、処分の仕方というのは、いろいろあると思います。ただ、6カ月間の停職処分というのは、やはり今回発生した事件に付随して、その職員が勤務していた年数、さかのぼって調べてみて、そういう事件がもうやっていなかったのか、そこら辺も調べる、そしてまた、子供達に与える影響、町民の声等も勘案するために、6カ月間の停職、その間に教育委員会がいろんな活動をする、私はその期間であると

いうふうに私はとっております。

しかしながら、今の教育委員長の答弁は、その6カ月の停職というのは、そういうことでなくして、教育委員会の中でこの犯罪に対して独自に決めた結論であるというふうに私は今とらえました。そうなってくると、高森町の役場の中、様々ないろんな施設がございますが、その会計はその職員が自分のところに必要な時に使ってもいいという解釈になってきますよ。これは大きな問題なんですね。そして発生したならば戻せば、6カ月休んでおいて、ただそれで済むということになる。私はそういう処分の仕方は間違いである、当初、私は6カ月間というものは、6カ月間の停職というのは、その職員に反省も促すけれども、その間に教育委員会がその職員が勤務していた年数さかのぼりながら、監査はあっておるけれども、通帳の中での払い出し、領収書、またそれぞれを精査するための期間である、その後はまだまだ発生しているようであれば、新たな処分を科す、そのための期間であると思います。しかしながら、再度、何回も言いますが、教育委員会ではこの事件に対しての処分の重さは6カ月間の停職ということであるならば、今から先、高森町が持っておる特別会計、本会計もすべて含めて、扱っておる職員が自分の利のために使って、発生しなければそれで済みます。発生したならば、戻せば、6カ月間の停職で済みます。教育委員会ならば、それで終わるということで、いい前例じゃない、悪い前例をつくると私は思っております。

その点については、町長、これはいかんと思います。どうでしょう。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 停職6カ月の処分ということをおっしゃいますが、私は教育委員会の方から処分についてのご報告がありました。内容については、教育委員さんの総意のもとだろうと判断をいたしております。

内容につきましては、差し控えさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 何度もすみません。

町長に聞いても、町長は仕方ないと思います。これは私がとらえたように、教育委員会としては、まだ関連する事案について、調査をする期間として6カ月とったのかもしれないですね。それで終わるというふうにとらえている方は誰もいないと思うんです。もしかしたら、私は6カ月の停職で終わるとは誰も思っていないと思うんですよ。その間に、また精査をしながら、もうやっていないのか、他にもそういうようなことを戻しちゃおるけれども、自転車操業的にやってはいないのかという

ことも調べるための私は6カ月だと思っていたんです。

しかしながら、それがその罪の内容は関係なく、6カ月であるということになってくれば、これは私は米軍基地がある例えでは悪いんですけども、横須賀とかいろんな沖繩あたりで米兵が犯罪を犯しておる。その度合いを米軍はこれでいい、日本の法律ではこれなんですと、その温度差というものが明らかに出てくると思います。行政側の町部局がやった横領着服は問答無用で刑事告訴と懲戒免職、教育委員会部局で行ったこういう同じ事案については、6カ月の停職、そして刑事告訴もない。そうなってくると、教育委員会のお金を扱う仕事というのは、非常に犯罪の巢窟になりやすいというふうに私は思います。

ですから、この件については、他の議員さん達の意見も十分私は聞いていただきたい、そのように考えております。

○議長（相馬俊行君）ここで休憩をいたします。しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時12分

再開 午後1時23分

-----○-----

○議長（相馬俊行君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君）引き続き、質問をさせていただきたいと思います。

先ほど来、教育委員長の方にご答弁をいただいております。今回は、教育長の方に聞きたいと思います。教育長は、過去数十年、行政の職に携わっております。その間、様々な不祥事も発生しております。ということで、行政職員としての経験も豊富であります。ですから、教育長として、教育委員会の中で、行政のとるべき姿というものは十分おわかりであると思いますから、今後、教育委員会の中でお話し合いはあなたの経験を踏まえてやっていただきたい。それを希望いたしておきたいと思いますが、再度、質問をいたしたいと思いますが、私は先ほどから教育委員長に言うように、した罪についての、今回の処分というものは大変軽いものがある、やはり重くするべきではなかったかなというふうな考えがございます。

その意味から、6カ月間の停職というものは、あくまでも過去にさかのぼって、いろんな状況等を精査し、調査していただきたい。そして、その後において、とるべき姿というものがはっきり明確に出てくるんじゃないかなというようなことで、私はそれはそれで仕方がないのかなと思います。

ただ、今回の処分について、再度、二重に処分するという事は不可能でございますから、私が教育長にお願いしたいのは、確かに年度ごとに監査委員がその共同調理場特別会計にはいらっしやって、監査をされ、総会において報告をされております。年度末には何ら問題はないものだというふうに思っておりますが、ただ、年度途中でこういうような問題が今回はたまたま発生いたしておりますので、その職員が勤務してから現在までの間にさかのぼっていただいて、今回の事件を念頭に、刑事告訴も踏まえて、できるものかできないものかも踏まえながら、過去にさかのぼって、またこういうようなことを年度途中でやったような形跡がないかというのを精査していただくと、そういうことはできるものでしょうか。教育長の方にご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） ご質問でございますが、16年度までにおきましては、先ほど委員長がご報告されましたように、監査が終わって、承認がなされております。しかし、今、ご指摘のようなことを考えますと、一応確認をさせていただきたいというふうに思っております。

それにおきまして、先ほど、お話申し上げましたように、委員会の方針といたしましては、刑事告訴はしないという方針でございますが、いろいろ議員さん方のご意見等を伺っております。方針は変えられませんが、皆さん方のご意見については、十分協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 質問回数が多くなりますけれども、議長の許可を得たいと思います。

○議長（相馬俊行君） 許可します。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

いろいろ話の中で、一つ、最初に、この議案の最初に資料提出、私の方で持っている部分、ご紹介いたしましたけれども、こういった懲戒処分の指針等について、特に、教育長、お持ちでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） 一応、県の方の指針については、確かあったと思っております。いろいろ先ほどからご指摘がありますように、今後につきましては、そういった指針あたりを十分参考にさせていただきまして、委員会の中で協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） そうなりますと、今回の場合はこういった指針については開かれなかったということですね。目を通されなかったということになります。当然、教育委員会独自の判断に基づいて、行政処分をされたということになりますと、いわゆる根拠たる部分がやや不透明になりませんかという気がいたします。その中であって、教育委員会、大変なご足労願って、委員会されていると思いますけども、その教育委員会開催回数及び日時、そのあたりについて、ご質問したいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） 23日の日に開会を5時からいたしました。その中で、経過について報告、また処分についての協議、いろいろ協議をして、委員さん方との十分なる協議を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） となりますと、23日だけの1回だけの教育委員会の開催ということによろしいでしょうか。

やはり1人の職員の処分をする上で、十分なる調査をされる部分が判断材料になるかと思えます。19日に発覚いたしまして、19、20が平日ですね。19、20が木金、さらに23日に委員会を開催ということで、その日にもう決定をされたんですね。調査が2日間で終わって、23日の決定、それによろしいでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） 私が受けましたのが、20日の午前中でございます。それで、調査をするように指示しまして、土日で調査をし、私に報告をいただいております。それを受け、委員会を開催をいたしております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） いわゆる行政処分の決定をされたのは23日に委員会の席でされたということになりますね。

聞くとところによりますと、その後、翌日に持ち回りという形で署名なり印鑑をとるために回られたというお話を伺っておりますけども、そのあたりについて、詳細にご説明していただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） 委員会の協議でございます。合議でございますが、やはり文書的には残すべきということで、私、後日、文書を持ち回り、印鑑をいただいております。今までの処理につきましても、すべて起案をし、印鑑をいただいております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） そこで、本来の6カ月停職ということになりますけども、この6カ月停職の根拠たる部分を委員会独自の判断というふうにご説明がございましたけども、6カ月停職のいわゆる更新力のある定義等があれば、そのあたりについてご説明いただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） 委員さんそれぞれにいろいろな意見もございました。その中で十分なる審議をしていただきまして、総合的な判断をしていただきまして、その分で決定をいたしました。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 委員会の決定そのものに対しては非常に尊重しておりますので、私どもがどうだこうだという部分に関しては言えない部分でございます。しかしながら、やはり教育委員会が1回の開催で、1日の開催で処分をなされたという点については、やや慎重をちょっと怠ったのではないだろうかというふうに思っております。

その中であって、今回の条例改正ということで、果たして罪が多少軽いんではなかろうかという部分を除けば、妥当性があるかのように見えますけども、如何せん、今回の条例改正案については、いまいち、理解しがたいところがございますので、先ほどから議論されております、いわゆる行政処分そのものは罪に対して行うものであって、そのあとの解決した事例に引き合いに出してすべきものではないというふうに私は解釈しております。教育長の行政処分の解釈について、再度、ご確認をして、私の質問を終わります。

○教育長（渡辺哲郎君） 行政職の処分の方法ですか。そのとおりと思います。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

私は、先ほどからずっと議論の中で、一番大事な点ですね、私、今、文教委員長が言われましたように、処分の仕方、これが一般行政事務の職員の方々に錯覚を与えてはいけないような気がするわけですね。悪いことをしても返して、返しさえす

れば、6カ月の停職処分で終わるんだという部分、ここが、私、一番大事な問題点だろうと思っております。

これをどう町民に説明し、また職員に説明されるのか。この部分について、教育長さんから説明を受けたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） 職員の綱紀粛正につきましては、いろいろ議員さん方も厳しくご指摘をいただいております。私達もやはりそういったものを真摯に受け止めまして、対応していかなければいけないというふうに感じております。また、ましてや再三におきますこういった不祥事について、やはり私達監督すべき立場にある者がやはりもう少し危機意識を持つべきだというふうにこの事件において、すごく反省をいたしておるところでございます。

処分につきましては、これにつきましては、やはり委員会での総意でございます。決定事項でございますので、これについて、私達はこれを踏まえまして、職員に対して、危機意識を持つように、再度指導をしていきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 今、ご答弁がありましたけれども、やっぱり大事なことは、今言ったようなことじゃないかというふうに思っておりますので、一応処分は決定した後、撤回はできないというお話でございますので、なかなか難しいところもございますけれども、職員に対する戒め、それから何回も言いますが、町民に対する説明責任はしっかりと果たしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしておきます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） ないようでしたら、再度、全協を開きたいと思えます。しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時35分

再開 午後2時14分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員長さんからと教育長から発言の申し出がっておりますので、まず、教育委員長、二子石鉄幸さんからの発言を許します。前でお願ひします。

○教育委員長（二子石鉄幸君） 私どもの不祥事のために、議員各位におかれましては、本当に貴重なお時間を審議いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほどから13番議員、佐伯議員さんの質問で、私ども処分が甘かったんじゃないかと、それからまた、あまりにも早とちりしたような傾向があるんじゃないかろうかというようなご指摘がございましたが、私どもとしましては、こういう問題こそ敏速に対応しなければならんということで出した結果が、見ようによっては早とちりしたということでも見られるかと思えます。

したがいまして、今後、この問題と類似の問題が発生しないようにするためにはどうするかということで、また、委員会を重ねてまいりたいと思いますが、本日、ご意見をいただきました議員さん方のご意見を尊重しながら、これを生かしていく委員会にしたいと思っております。

どうぞひとつ今後ともご指導方をお願いを申し上げます。ご迷惑かけました。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） 一言お詫びを申し上げさせていただきます。

今回の不祥事につきましては、私の監督不行届によるものでございまして、議員の皆さん方に心よりお詫びを申し上げさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

今後におきましては、今日のご指導を十分踏まえまして、職員の指導監督に当たってまいりたいと思っております。常に危機意識を持ち、常に厳正公平に対応するような職員に育てていきたいと思っておりますので、ご指導をよろしくお願いを申し上げます。

また、先ほど、ご指摘がございました過去の件につきましては、監査が終わっておりますが、内容については、確認をさせていただき、ご報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

大変ご迷惑をおかけしました。

○議長（相馬俊行君） これから討論を行います。討論はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

私は今回の議案に対し、反対討論を述べさせていただきます。

今回の条例改正案は、学校給食調理場職員の不祥事に伴う教育長の処分のための条例の一部改正でございますが、不祥事を起こした職員を含んでの教育長の処分、関係職員の処分が教育委員会で十分討議がなされて、決定されたと考えます。

しかしながら、教育委員会では、処分を検討される中で、どのような事例などを参考にされたかは知りませんが、私の思う範囲では、処分が軽すぎると判断いたします。その根拠として、国の人事院による懲戒処分の指針、あるいは県の懲戒処分の指針、さらに熊本県教育委員会が持っております懲戒処分の指針について照らし合わせた中で判断いたしますと、やはり当不祥事を起こした当事者に対しては罪が軽いと、そういうふう判断するからでございます。

以上のようなことから、今回の不祥事を起こした職員の処分については、判断の根拠としての3つの懲戒処分の指針を参考にいたしますならば、疑問が生じてまいります。この職員の処分を基準としたと思われる教育長の処分についても同様のことが言えると考えます。

さらに、今回の処分が教育委員会独自の判断であるという教育委員長の答弁からすれば、誠に不透明であり、処分が重い、軽いではなく、根拠のない判断をした教育委員会に対し、やや不信感を抱きますとともに、今回の処分の根拠が不明瞭であると判断し、この議案に反対するものであります。

議員各位に対し、私の反対意見に賛同していただくよう求めて終わります。

○議長（相馬俊行君） 賛成討論はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

一応賛成の討論をさせていただきたいと思っております。この条例案につきましては、教育委員長さん、または教育長さんの方からもいろいろと意見が出されております。また、その内容についても、この議会の中からいろいろと厳しい指摘があったのも事実でございます。

本人に対する処分については、もう過去にさかのぼることができませんので、その件についての議会からの指摘については、十分考慮を今後していただきたい。そして、教育長においても、行政の長年にわたる経験ということを踏まえて、今後、教育委員会の方で十分それを生かしていただきたい。そういうふうな質問をさせていただきました。

その中でやっぱり答弁の中にもございましたとおり、今後において発生を未然に防ぐ、また発生のないような体系をつくるということもいただいておりますし、調査においても、今後、刑事告訴等を念頭に置いた中で、過去にさかのぼって、調査をすると、また、先ほど言われたとおり、報告もするというふうになっております。

そうなりますと、私どもといたしましては、今後、こういうふうな事故について

は、発生するかしないかは、私たちは発生しない方がいいとは思いますが、発生しないことを願いながら、教育長の処分についての条例というものについては、賛成をせざるを得ないというふうを考えています。

ただ、やはりその議会としても、この責任ですね、性急にこの条例案を出させてしまったという責任はこの議会においても、やはりもう少しこの庁舎内においての相談役的な話を聞くという立場からしますと、やっぱり私どもの力不足もあったのかなというふうに反省を踏まえています。反省をしております。

ですから、今後、様々な事件、事案について、議会といたしましても、こういうふうな事があった場合については、十分な職員の相談役としてできるように、こういうふうな混乱が生じないように努力をしていきたいと、それも踏まえて、この条例案については、教育長の処分でございますけれども、賛成をいたしまして、今後の教育長、教育行政に対しての期待を込めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） これで討論を終わります。

これから、議案第6号について採決します。

本案については、起立採決によって行います。

議案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。よって、議案第6号、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本臨時会に提案されました全議案を議了いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成18年第2回高森町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成18年第2回臨時会

平成18年1月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111